

障害者差別解消法の改正について（西宮市障害福祉課からのお知らせ）

令和6年（2024年）4月より障害者差別解消法が改正されます。

この改正により、事業者による「合理的配慮の提供」が努力義務から義務になります。

西宮市においては、令和2年（2020年）7月より、「西宮市障害者共生条例」を施行しており、既に事業者による合理的配慮の提供は義務となっていますが、事業者のみなさまにおかれましては、引き続き、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の提供」にご留意いただきますようお願いいたします。

【参考資料】

障害者差別解消法リーフレット（兵庫県）

以上